

Denyo

第78回

定時株主総会 招集ご通知

日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時

場所

東京都中央区八重洲1丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 Room 1・2・3
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件

<株主提案（第2号議案）>

第2号議案 社外取締役の員数に関する定款変
更の件

壁を越える、原動力。

デンヨー株式会社

【証券コード：6517】

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

第78回定時株主総会を2026年6月26日（金曜日）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届けいたします。

世界的な先行き不透明感が続いておりますが、当社グループは、中期経営計画「Denyo2026」における各種施策を着実に実行し、「壁を超える、原動力。」をモットーに、持続的な成長を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長

吉永隆法



企業理念

当社の伝統的経営理念「三者の得」は、「使う人(顧客)」「売る人(販売店)」「造る人(デンヨー)」が当社製品を通じて、ともに繁栄することを目指す言葉です。互いに結びつき、無限に広がり続ける三つの弧。社章のデザインには、そんな「三者の得」が象徴されています。

株主各位

証券コード6517

2026年6月4日

東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号

デンヨー株式会社

代表取締役社長 吉永隆法

第78回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.denyo.co.jp/ir/shareholders/>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「デンヨー」または「コード」に当社証券コード「6517」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2026年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するよう議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

-
- 1 日 時** 2026年6月26日（金曜日）午前10時
-
- 2 場 所** 東京都中央区八重洲1丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル ベルサール八重洲 3階 Room1・2・3
(末尾の「第78回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
-
- 3 目的事項**
- 報告事項**
- 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第78期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- <会社提案（第1号議案）>**
- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- <株主提案（第2号議案）>**
- 第2号議案** 社外取締役の員数に関する定款変更の件
-
- 4 招集にあたっての決定事項**
- 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
 - インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に到着した行使内容を有効といたします。議決権行使書用紙が再発行された場合の書面による議決権重複行使についても同様といたします。
ただし、書面およびインターネット等の双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による行使内容を有効といたします。

以上

◎節電への協力のため、当日、当社の取締役および運営スタッフは、ノーネクタイの「クールビズ」スタイルにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

◎お土産のご用意はございませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎株主総会会場はバリアフリーとなっておりますが、車椅子のサポート、座席やお手洗への誘導等が必要な場合には、受付時にお申し出ください。

◎上記対応に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）において、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

また、書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、以下の事項につきましては当該書面に記載しておりません。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する事項」、「会社の支配に関する基本方針」

②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」

③計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

■当社ホームページ <https://www.denyo.co.jp/>

議決権行使のご案内

以下のいずれかの方法にて、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

株主総会
開催日時

2026年6月26日(金曜日)
午前10時(午前9時開場)

株主総会にご出席いただかない場合

インターネット等による行使の場合
議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。
行使方法の詳細につきましては、次頁をご参照ください。

書面による行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権
行使期限

2026年6月25日(木曜日)
午後5時入力分まで

議決権
行使期限

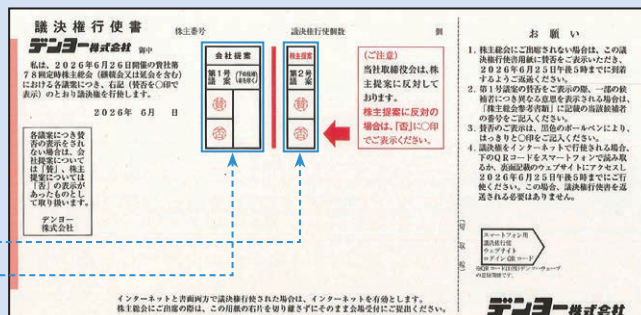
2026年6月25日(木曜日)
午後5時到着分まで

議決権行使書用紙イメージ

御注意

本定時株主総会におきましては、株主様から議案の御提案をいただいたため、議案には、

●会社提案 と ●株主提案 がございます。



※議決権行使書用紙イメージ

各議案の賛否を御表示ください。

会社提案		株主提案	
第1号議案 (下の候補者を除く)		第2号議案	
賛		賛	
否		否	

当社取締役会は、株主提案（第2号議案）に反対しております。

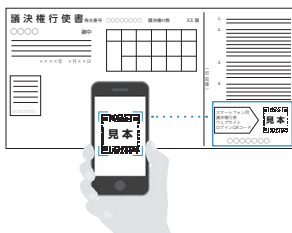
会社提案に賛成し、株主提案に反対の株主様は、右図のように賛否を御表示ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンかタブレット端末で読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

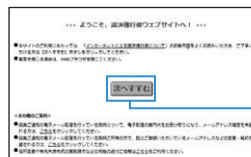
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

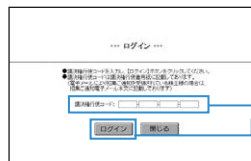
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

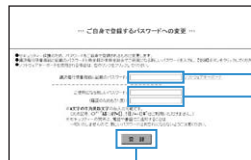
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行株式会社

電話：0120-652-031（フリーダイヤル）

受付時間 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様は、株式会社CJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案）>

第1号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	候補者属性	地位	取締役会 出席状況	取締役 在任期間
1	よしなが たかのり 吉永隆法	再任 社内 男性	代表取締役社長	14回/14回	7年
2	やまだ まさお 山田正雄	再任 社内 男性	取締役 常務執行役員	14回/14回	7年
3	たなべ まこと 田邊誠	再任 社内 男性	取締役 常務執行役員	14回/14回	5年
4	おおとも けんいち 大友建一	再任 社内 男性	取締役 上席執行役員	14回/14回	3年
5	みなと まさかず 港正一	再任 社内 男性	取締役 上席執行役員	14回/14回	2年
6	ふじもとしょういちろう 藤本庄一郎	再任 社内 男性	取締役 上席執行役員	10回/10回	1年
7	ことう まこと 古東誠	再任 社外 独立 男性	社外取締役	14回/14回	3年
8	きっかわ ゆきこ 吉川由紀子	再任 社外 独立 女性	社外取締役	10回/10回	1年

候補者番号 1

よし なが たか のり
吉 永 隆 法

1963年4月12日生

再任

社内

男性



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2013年4月 当社開発部門 技術部長
2017年4月 当社執行役員 開発部門 技術部長
2019年4月 当社執行役員 開発部門長
2019年6月 当社取締役執行役員 開発部門長
2021年4月 当社取締役上席執行役員 開発部門長 兼 生産部門・海外製造子会社管掌
2023年4月 当社代表取締役社長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

吉永隆法氏は、長年にわたり開発部門業務に従事した豊富な製品知識を活かし、更なる製品開発を推し進めるとともに、経営企画業務に従事した経験から様々な企画立案を担う者として当社経営の意思決定に参画することが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式

18,260株

取締役会出席状況

出席回数 14回／14回

出席率 100%

当社との特別な利害関係

なし

候補者番号 2

やま だ まさ お
山 田 正 雄

1964年12月5日生

再任

社内

男性



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 当社入社
2016年4月 当社品質管理部門 品質管理部長
2018年4月 当社執行役員 品質管理部門 品質管理部長
2019年4月 当社執行役員 品質管理部門 部門長
2019年6月 当社取締役執行役員 品質管理部門長
2021年4月 当社取締役上席執行役員 品質管理部門長
2023年4月 当社取締役常務執行役員 開発部門長 兼 生産部門・海外製造子会社管掌
現在に至る

■取締役候補者とした理由

山田正雄氏は、開発部門・品質管理部門業務に従事した幅広い経験を活かして、更なる品質管理に努めることにより、安心安全な製品づくりをサポートする観点から、当社経営の意思決定に参画することが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者いたしました。

所有する当社の株式

14,180株

取締役会出席状況

出席回数 14回／14回

出席率 100%

当社との特別な利害関係

なし

候補者番号 3

た なべ まこと
田 邊 誠

1961年8月27日生

再任

社内

男性



所有する当社の株式
10,820株

取締役会出席状況

出席回数 14回／14回

出席率 100%

当社との特別な利害関係
なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社
2008年4月 当社管理部門 人事部長
2009年7月 当社管理部門 人事部長 兼 総務部長
2011年4月 当社執行役員 管理部門 人事部長
2013年4月 当社執行役員 管理部門 総務部長 兼 人事部長
2015年4月 当社執行役員 管理部門 総務部長 兼 財務部長
2018年4月 当社上席執行役員 管理部門 経営企画部長 兼 財務部長
2020年4月 当社上席執行役員 経営企画室長
2021年4月 当社上席執行役員 管理部門長
2021年6月 当社取締役上席執行役員 管理部門長
2023年4月 当社取締役常務執行役員 管理部門長
2023年6月 当社取締役常務執行役員 管理部門長 兼 人事部長
2025年4月 当社取締役常務執行役員 管理部門長
現在に至る

■取締役候補者とした理由

田邊誠氏は、長年にわたり経営企画・管理部門業務に従事した幅広い経験を活かし、様々に変化し続ける財務・IT分野や労務管理を充実する観点から、当社経営の意思決定に参画することが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 4

お お とも けん いち
大 友 建 一

1969年1月14日生

再任

社内

男性



所有する当社の株式
6,904株

取締役会出席状況

出席回数 14回／14回

出席率 100%

当社との特別な利害関係
なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2003年7月 デンヨーテクノサービス株式会社入社
2006年1月 当社異動
2017年4月 当社営業部門 直需部長
2020年4月 当社執行役員 営業部門 海外営業第一部長
2021年4月 当社執行役員 営業部門 国際営業ユニット統括 兼 海外営業第一部長
2023年4月 当社上席執行役員 営業部門副部門長 兼 国際営業ユニット統括 兼 海外営業第一部長 兼 海外販売子会社管掌
2023年6月 当社取締役上席執行役員 営業部門副部門長 兼 国際営業ユニット統括 兼 海外営業第一部長 兼 海外販売子会社管掌
2024年4月 当社取締役上席執行役員 国際営業部門長 兼 海外販売子会社管掌
2025年4月 当社取締役上席執行役員 国際営業部門長 兼 海外事業推進室長 兼 海外販売子会社管掌
現在に至る

〈重要な兼職の状況〉

デンヨーアメリカコーポレーション 代表取締役

デンヨーヨーロッパB.V. 代表取締役

■取締役候補者とした理由

大友建一氏は、長年にわたり営業部門業務に従事し、特に海外関係業務の経験が豊富であり、グローバルな視点から当社経営の意思決定に参画することが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 5

みなと
港まさ かず
正 一

1962年2月22日生

再任

社内

男性



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社
 2019年4月 当社執行役員 営業部門 東日本営業部長 兼 東京支店長
 2021年4月 当社執行役員 営業部門 東日本営業部長
 2023年4月 当社上席執行役員 営業部門 国内営業ユニット統括 兼 東日本営業部長
 2024年4月 当社上席執行役員 国内営業部門長 兼 営業推進部長
 2024年6月 当社取締役上席執行役員 国内営業部門長 兼 営業推進部長
 現在に至る

■取締役候補者とした理由

港正一氏は、長年にわたり営業部門業務に従事し、製品知識も豊富であり、顧客や販売店に寄り添った視点を有しており、当社経営の意思決定に参画することが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式
3,778株

取締役会出席状況

出席回数 14回／14回
出席率 100%

当社との特別な利害関係
なし

候補者番号 6

ふじ もと しょう いち ろう
藤 本 庄 一 郎

1966年10月27日生

再任

社内

男性



■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2004年2月 当社入社
 2018年4月 当社営業企画部長 兼 営業企画課長
 2019年4月 当社営業企画部長
 2021年4月 当社執行役員 経営企画室長
 2025年4月 当社上席執行役員 経営企画室長
 2025年6月 当社取締役上席執行役員 経営企画室長
 現在に至る

■取締役候補者とした理由

藤本庄一郎氏は、長年にわたり経営企画および営業企画業務に従事し、会社の業務全般に精通していることから、更なるガバナンスの強化を図る観点から、当社経営の意思決定に参画することが、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者といたしました。

所有する当社の株式
10,000株

取締役会出席状況

出席回数 10回／10回
出席率 100%

当社との特別な利害関係
なし

候補者番号 7

ことう まこと
古 東 誠

1959年6月18日生

再任

社外

独立

男性



所有する当社の株式
0株

当事業年度の取締役会

出席回数 14回／14回

出席率 100%

当社との特別な利害関係

なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 三井物産株式会社入社
2000年9月 同社人事部給与企画室長
2008年10月 米国三井物産株式会社 SVP&CHRO
2011年12月 アジア・大洋州三井物産株式会社 SVP&CHRO
2013年4月 三井物産株式会社秘書室長
2016年4月 同社理事 秘書室長
2019年6月 同社退社
2019年6月 独立行政法人国立印刷局監事就任
2023年6月 独立行政法人国立印刷局監事退任
2023年6月 当社社外取締役（監査等委員）
2025年6月 当社社外取締役（現任）
現在に至る

〈重要な兼職の状況〉
なし

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

古東誠氏は、他社での人事や秘書室、また海外法人における業務などに従事した豊富な経験を有しております。また当社の監査等委員在任期間において、独立した立場から活発に意見を述べ、その職責を十分に果たしており当社の監査を通じて業務内容に精通していることから、当社経営の意思決定の健全性、透明性向上のため、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって3年となります。

候補者番号 8

き っ かわ ゆ き こ
吉 川 由 紀 子

1961年4月10日生

再任

社外

独立

女性



所有する当社の株式

0株

取締役会出席状況

出席回数 10回/10回

出席率 100%

当社との特別な利害関係

なし

■略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 サントリー株式会社（現サントリーホールディングス株式会社）入社
2012年4月 株式会社コネクト出向 代表取締役社長
2019年4月 株式会社ファインズ出向 代表取締役社長
2024年4月 株式会社ファインズ出向 代表取締役会長
2024年9月 株式会社ファインズ出向 代表取締役会長 兼 サントリー株式会社 ワイン本部 日本ワイン部 海外マーケティング担当部長
2025年3月 株式会社ファインズ出向 代表取締役会長退任
2025年4月 サントリー株式会社 ワイン本部 日本ワイン部 海外マーケティング担当部長
2025年6月 当社社外取締役（現任）
2026年1月 サントリー株式会社 マーケティング本部 ワイン部 日本ワイン・プレミアムワイングループ 海外マーケティング担当部長
2026年5月 サントリー株式会社 マーケティング本部 ワイン部 日本ワイン・プレミアムワイングループ 海外マーケティング担当（現任）

現在に至る

〈重要な兼職の状況〉
なし

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉川由紀子氏は、他社でのブランド特性に沿った営業活動に始まり、海外ビジネスフィールドでも活躍し、他社グループ会社の社長を経験するなど、豊富でかつ幅広い経験を有しております。また、同氏は業務執行を行う経営陣からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。当社経営の意思決定の健全性、透明性の向上のため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 古東誠氏、吉川由紀子氏は、社外取締役候補者であります。
2. 古東誠氏、吉川由紀子氏は、東京証券取引所の定める独立役員としての要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 当社は、古東誠氏、吉川由紀子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。本議案が原案どおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社の取締役を含む被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであり、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、当該保険契約の保険料は、全て当社および当社の子会社の子会社が負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
- なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

【ご参考】

当社取締役のスキルマトリックス（第1号議案が承認されたのちの体制）

氏名	性別	属性	社外	特に専門性を発揮できる領域									構成状況		
				企業 経営 CG	ESG	開発 生産 品質 保証	営業 ・マー ケティ ング	グロー バル	財務・ IT	人事・ 労務	法務・ リスク マネジ メント	監査等 委員会	指名・ 報酬 諮問 委員会	独立 社外 取締役 会	
吉永 隆法	男性	代表取締役 社長		○	○	○	○							●	
山田 正雄	男性	取締役 常務執行役員			○	○	○								
田邊 誠	男性	取締役 常務執行役員						○	○	○	○				
大友 建一	男性	取締役 上席執行役員				○	○	○							
港 正一	男性	取締役 上席執行役員			○	○	○								
藤本 庄一郎	男性	取締役 上席執行役員		○	○		○		○						
古東 誠	男性	取締役	●					○		○	○			●	●
吉川 由紀子	女性	取締役	●	○			○	○						●	●
廣井 亨	男性	取締役 監査等委員		○		○		○					●		
窪 和義	男性	取締役 監査等委員							○	○	○		●		
山上 圭子	女性	取締役 監査等委員	●	○	○						○		●	●	●
名執 雅子	女性	取締役 監査等委員	●		○					○	○		●	●	●
歌代 正	男性	取締役 監査等委員	●	○	○						○		●	●	●

(注1)上記一覧表の○は、各人の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域のうち主たるものを最大4つ表示しており、有する全ての知見を表すものではありません。

(注2)上記一覧表「社外」の●は、社外取締役であることを表しております。

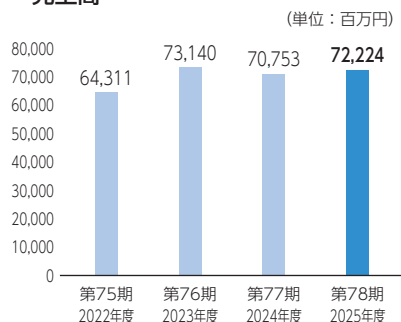
(注3)上記一覧表「構成状況」の●は、監査等委員会、指名・報酬諮問委員会および独立社外取締役会を構成しているものを表しております。

以上

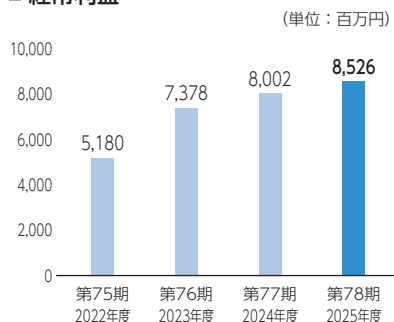
【ご参考】

財務ハイライト（2025年度連結業績）

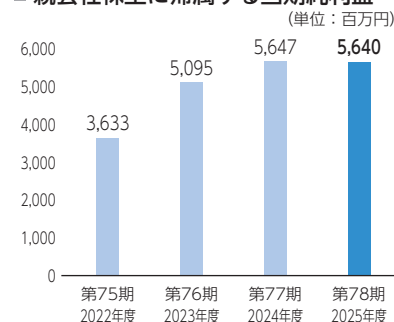
■ 売上高



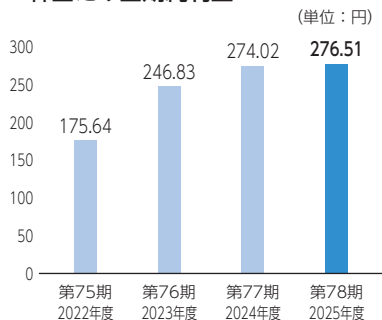
■ 経常利益



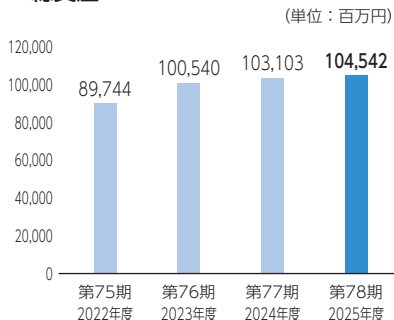
■ 親会社株主に帰属する当期純利益



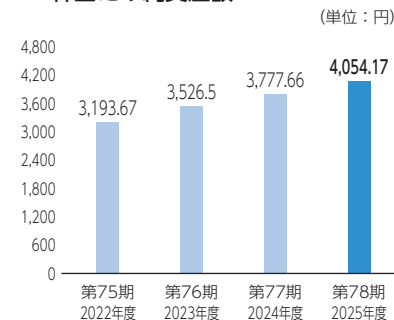
■ 1株当たり当期純利益



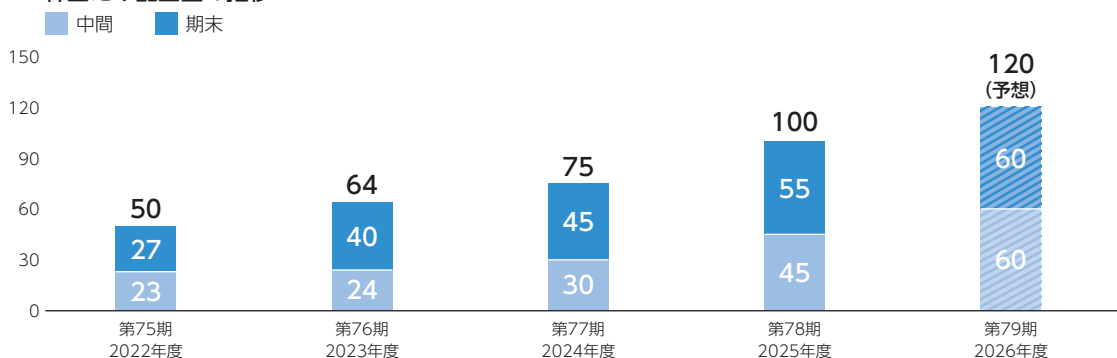
■ 総資産



■ 1株当たり純資産額



■ 1株当たり配当金の推移



<株主提案（第2号議案）>

第2号議案は、株主様からのご提案によるものであります。

なお、提案を受けた議案の要領および提案の理由は、原文のまま記載しております。

<株主提案>

第2号議案

社外取締役の員数に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第17条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

変更前	変更後
(員数) 第17条 当会社に取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 (新設)	(員数) 第17条 当会社に取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。 3 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。

(2) 提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。

当社は、取締役13名のうち社外取締役は5名となっており、3分の1以上の要件は満たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

○第2号議案に対する当社取締役会の意見

反対

取締役会としては、本株主提案に**反対**いたします。

当社は、監査等委員会設置会社として、独立社外取締役を活用した監督機能の強化と、業務執行に精通した取締役による迅速かつ的確な意思決定を両立させるガバナンス体制を構築しております。

取締役の人選については、国籍、経歴、性別を問うことなく、人格・識見ともに優れていることを前提に、「2035年度長期ビジョン」および「中期経営計画 Denyo2026」における基本方針に照らし、取締役会の備えるべきスキル等を踏まえて行っております。また、独立社外取締役は、専門性の高い知識・経験や他社での経営経験などを有し、当社の成長に向けて積極的な意見を期待できる者を人選しております。さらに、取締役の選任に関する客観性と公正性を確保するために、代表取締役と独立社外取締役で構成され、独立社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役候補者を決定するものとしております。

現在、当社は、取締役会13名のうち5名（約38%）を経営、法務、公共政策に関する専門性の高い知識・経験を有する社外取締役として選任しており、また3名（約23%）が女性取締役です。取締役会では、株主・投資家をはじめ様々なステークホルダーの視点を踏まえた多角的かつ活発な議論が行われており、その結果、当社のガバナンス体制は有効に機能しているものと認識しております。

一方で、本株主提案のような規定を定款に設けた場合、員数の確保が優先されることにより、取締役候補者の選任範囲が不必要に制限され、将来の事業環境の変化や経営戦略の転換に応じた最適な取締役会を構成するうえでの妨げとなる可能性があります。その結果、中長期的な企業価値向上を阻害するおそれがあると考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては、本株主提案に反対いたします。なお、本取締役会意見の審議に先立ち、本株主提案の内容については、指名・報酬諮問委員会で審議を行い、取締役会は同委員会からの答申を踏まえ、本取締役会意見を決議しております。

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、企業収益が堅調に推移し、雇用・所得環境にも改善の動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、世界経済は、アメリカの通商政策等の影響や中東情勢の緊迫化に伴う地政学リスクの拡大もあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社グループを取り巻く事業環境は、国内においては、防災・減災関連の需要は堅調に推移したほか、建設需要についても、インフラの維持・更新工事や都市再開発工事など底堅く推移いたしました。一方で、資材価格の高止まりや人手不足等を背景とした工事の遅延などの影響も一部で見られました。海外においては、主力のアメリカレンタル市場における在庫調整が一巡し、需要は回復基調で推移いたしました。

このような状況の中、当社グループといたしましては、国内での非常用発電機の受注強化や販売展示会への積極的な出展に加え、アメリカ市場への供給拡大に努めた結果、売上高722億44百万円（前期比2.1%増）、営業利益77億57百万円（同4.9%増）、経常利益85億26百万円（同6.5%増）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等調整額の増加もあり56億40百万円（同0.1%減）となりました。

[製品区分別売上高の概況]

発電機関連は、国内市場向けは、建設工事やイベントなどで使用される可搬形発電機の出荷が減少しましたが、建物や工場のバックアップ電源として設置される非常用発電機の出荷が、防災用を中心に堅調に推移いたしました。海外市場向けは、アメリカ市場を中心に大型機の出荷が増加したことから、売上高595億27百万円（前期比1.7%増）となりました。

溶接機関連は、国内市場向けは小型のガソリン溶接機やティグ溶接機の出荷が増加し、海外向けは、小型機を中心に出荷が増加しましたことから、売上高48億97百万円（同5.4%増）となりました。

コンプレッサ関連は、国内市場向けにエンジンコンプレッサの出荷が減少しましたことから、売上高7億26百万円（同19.6%減）となりました。

その他は、製品に付随する部品売上やメンテナンス売上が増加しましたことから、売上高70億93百万円（同6.4%増）となりました。

[地域別セグメントの概況]

各セグメントの連結業績は、各地域を所在地とする当社および連結子会社各社の業績を基礎としております。したがって、日本セグメントの連結業績は2025年4月から2026年3月まで、日本以外のセグメントの連結業績は在外連結子会社の通期決算日が12月末日であるため、2025年1月から2025年12月までのものとなっております。

1 日本

日本は、国内向けについては、リース・レンタル会社向け可搬形発電機の出荷が、前期に大きく増加した反動もあり減少しましたが、一般企業向け非常用発電機など設備用の出荷は全般的に堅調に推移いたしました。海外向けについては、アメリカ市場向け輸出が順調に推移いたしました。この結果、売上高506億84百万円（前期比2.1%増）、営業利益52億67百万円（同15.3%増）となりました。

2 アメリカ

アメリカは、昨年度第2四半期以降続いていたレンタル市場における発電機の在庫調整が一巡し、これに伴い下期からアメリカ工場の出荷が増加基調に転じました。この結果、売上高171億57百万円（同5.6%増）、営業利益16億50百万円（同1.1%減）となりました。

3 アジア

アジアは、資源国向けの出荷は底堅く推移したものの、香港やタイ向けなどの出荷が低調に推移したほか、ベトナム工場の出荷も減少したことから、売上高41億10百万円（同8.1%減）、営業利益4億50百万円（同30.1%減）となりました。

4 欧州

欧州は、主要な販売先であるイギリス向けが低調に推移したことから、売上高2億91百万円（同20.2%減）、営業損失57百万円（前期は3百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は21億73百万円であります。

その主なものは、当社次期販売管理システムの投資10億87百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において増資または社債の発行による資金調達は行っておりません。

なお、当社は資金調達の機動性および安定性を高められることから、取引銀行4行との間で融資極度枠30億円のコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末におきましては、当該コミットメントラインの借入実行残高はありません。

(4) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第75期 2022年度	第76期 2023年度	第77期 2024年度	第78期 2025年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	64,311	73,140	70,753	72,244
経常利益 (百万円)	5,180	7,378	8,002	8,526
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,633	5,095	5,647	5,640
1株当たり当期純利益 (円)	175.64	246.83	274.02	276.51
総資産 (百万円)	89,744	100,540	103,103	104,542
純資産 (百万円)	68,658	75,843	80,658	85,333
1株当たり純資産額 (円)	3,193.67	3,526.5	3,777.66	4,054.17

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第75期 2022年度	第76期 2023年度	第77期 2024年度	第78期 2025年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	41,170	44,209	43,962	45,126
経常利益 (百万円)	2,896	4,295	4,965	4,800
当期純利益 (百万円)	2,201	3,195	3,976	3,602
1株当たり当期純利益 (円)	106.19	154.44	192.47	176.16
総資産 (百万円)	62,221	69,753	68,156	68,094
純資産 (百万円)	47,201	51,354	52,764	55,592
1株当たり純資産額 (円)	2,282.32	2,481.28	2,573.05	2,747.50

(5) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
デンヨー興産株式会社	百万円 50	% 100	産業用電気機械器具等の補修用部品の販売および商品の販売
ニシハツ株式会社	百万円 50	% 100	産業用電気機械器具等の製造・販売
デンヨー アメリカ コーポレーション	百万米ドル 5	% 100	産業用電気機械器具等の部品の販売
デンヨー マニュファクチュ アリング コーポレーション	百万米ドル 6	(注) 1 % (80)	アメリカにおける産業用電気機械器具等の製造・販売
デンヨー アジア PTE. LTD.	百万円 600	% 100	アジアにおける統括管理業務
デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE. LTD.	百万シンガポールドル 3	(注) 2 % (76)	シンガポールおよび周辺各国における産業用電気機械器具等の販売およびリース・レンタル
デンヨー ヨーロッパ B.V.	百万ユーロ 4	% 100	ヨーロッパにおける産業用電気機械器具等の販売
デンヨー ベトナム CO.,LTD.	百万米ドル 10	% 100	産業用電気機械器具等および部品の製造・販売
P.T.デイン プリマ ジェネレーター	十億ルピア 13	(注) 2 % (51)	産業用電気機械器具等の製造・販売

(注) 1. デンヨー アメリカ コーポレーションによる出資の比率であります。

2. デンヨー アジア PTE. LTD.による出資の比率であります。

② 企業結合の成果

当連結会計年度の売上高は、722億44百万円（前期比2.1%増）、営業利益は77億57百万円（同4.9%増）、経常利益は85億26百万円（同6.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は56億40百万円（同0.1%減）となりました。

(6) 対処すべき課題

今後の経営環境は、国際競争の激化や市場構造の変化に加え、地政学リスクによる経済への影響もあり、より厳しさを増すものと予想されますが、当社グループは、景気や市場の跛行性に左右されにくい企業体質を目指し、グループ各社の生産性向上等により収益基盤の強化に努めてまいります。

国内では、主力の建設関連市場は、インフラ老朽化対策や都市再開発の案件、災害対策工事など建設需要が相応に存在しますが、今後、公共投資の減少などにより縮小傾向になる可能性を否定できません。こうした状況の下、当社グループは、2024年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「Denyo2026」に取り組み、国内では非常用発電機のシェア拡大、海外では北米市場のほか、今後成長が期待できるアジア、中近東市場等の販売店網・サービス網を充実・強化し、当社ブランドの浸透と販売拡大を目指してまいります。また、長期的には、脱炭素社会に向け市場ニーズが変化していくことが想定されるため、水素関連製品をはじめ新機軸製品の研究開発にも取り組んでまいります。

[中期経営計画 Denyo2026の概要]

1. 中期経営計画基本方針

豊かな社会に貢献する長期ビジョンの達成に向けた成長への投資を実行し経営基盤づくりを推進する。

2. 事業戦略

(1) 中核分野（安定収益を確保する分野）

【国内建設関連市場】

エンジン発電機、溶接機といったトップブランド製品を中心に国内シェアを維持向上し、安定収益を確保する。

- ① 新製品の開発・投入によりシェアアップ、顧客拡大を目指す
- ② 教育体制の充実による販売力の強化を図る
- ③ 東日本、西日本の大型修理拠点を活用し更なるサービス体制の充実を図る

(2) 成長分野（既存市場・製品の延長で成長させ、短・中期的な視点で収益拡大を目指す分野）

【国内定置形発電機市場】

非常用発電機を中心にシェア拡大を目指す。

- ① 国内グループ3社の連携強化
- ② 防災用発電機を製造・販売するニシハツ新本社工場（2025年1月稼働）の投資効果の最大化
- ③ 非常用発電機のメンテナンス収益の拡大

【海外市場】

海外販売網・サービス網を充実・拡大し、Denyoブランドの浸透を図る。

- ① 既存製品による市場深耕・開拓を進める
- ② 新規製品開発による既存市場での拡販・開拓を図る
- ③ アジア、中近東等の販売店網・サービス網を強化し、新たなニーズに対応

(3) 挑戦分野(グローバルサウス未開拓市場、新機軸の製品で成長させ、長期的な視点で収益拡大を目指す分野)

【グローバルサウス未開拓市場】

成長が期待される未開拓地域への進出

- ① 未開拓地域進出に向け調査・検討を実施
- ② M&Aを含めた進出先・進出形態の模索

【新機軸製品】

新機軸製品の社会実装を目指す。

- ① 新機軸製品の開発継続・推進
- ② 営業、サービス、生産体制の準備

(4) 組織能力の強化

【開発・生産】

安定的に生産できる体制を構築

- ① 顧客要求の早期製品化を講じる
- ② 生産工程の機械化・自動化を進める
- ③ 製造現場の環境改善、BCP対策を講じる

【情報システム】

生産性・効率性の向上とセキュリティを両立したシステム構築

- ① 基幹システムの改善・構築
- ② 情報セキュリティ・BCP対策の強化を進める

【組織】

多様な人材が活躍できる体制づくり

- ① 人材育成プログラムの高度化を図る
- ② 老朽化した事務所建替・移転など職場の環境改善を進める

(7) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社11社および関連会社1社により構成されており、産業用電気機械器具等（エンジン発電機、エンジン溶接機、エンジンコンプレッサ等）の製造ならびに販売と、これらに付随する補修用部品の販売およびアフターサービス等の事業活動を展開しております。

(8) 企業集団の主要拠点等（2026年3月31日現在）

当社本社	東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号
国内営業拠点	当社 東京支店（東京都中央区）、 大阪支店（兵庫県尼崎市）、その他全国17都市 デンヨー興産株式会社（東京都中央区）、 ニシハツ株式会社（佐賀県唐津市）
海外営業拠点	デンヨー アメリカ コーポレーション（アメリカ）、 デンヨー ユナイテッド マシナリー PTE.LTD.（シンガポール）、 デンヨー ヨーロッパ B.V.（オランダ）
国内生産拠点	当社 福井工場（福井県三方上中郡）、 ニシハツ株式会社（佐賀県唐津市）
海外生産拠点	デンヨー マニュファクチュアリング コーポレーション（アメリカ）、 デンヨー ベトナム CO.,LTD.（ベトナム）、 P.T.デイン プリマ ジェネレーター（インドネシア）
研究開発拠点	当社 開発研修センター（埼玉県坂戸市）
サービス拠点	当社 サービスセンター関東（千葉県佐倉市）、 当社 サービスセンター西日本（岡山県岡山市）

(9) 使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,362名	15名減

(注) 使用人数は当社および連結子会社の就業人員で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
619名	8名増	38.4歳	12.6年

(注) 使用人数は就業人員で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況（2026年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 97,811,000株
- ② 発行済株式の総数 21,859,660株（自己株式888,056株を含む）
- ③ 株主数 4,840名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
ザ エスエフピー バリュース リアライゼーション マスター ファンド エルティエディー (常任代理人 立花証券株式会社)	2,165	10.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,831	8.73
株 式 会 社 久 栄	1,417	6.75
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行	1,024	4.88
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 E 口)	737	3.51
デ ン ヨ ー 親 栄 会	659	3.14
ジ ー プ ー モ ル ガ ン チ ェ ー ス バ ン ク (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	634	3.02
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	610	2.91
株 式 会 社 鶴 見 製 作 所	543	2.59
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	540	2.57

- (注) 1. みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行の所有株式数1,024千株は、株式会社みずほ銀行が退職給付信託の財産として拠出しており、その議決権行使の指図権は同行が留保しております。
2. 当社は、自己株式を888,056株保有しておりますが、上記の大株主より除外しております。
3. 持株比率は、自己株式（888,056株）を控除して計算しております。
4. 当社は、従業員の福利厚生サービスとして自社の株式を給付する、「株式給付信託（J-ESOP）」および当社取締役に対する株式報酬制度「取締役株式給付制度」として「株式給付信託（BBT）」を導入しており、これらの信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が当社株式737千株を保有しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬等として、役員賞与支給額の一定割合を自己株式にて支給する「取締役株式給付制度」を導入しております。

当事業年度中に取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）に交付した株式の合計は次のとおりであります。

	株 式 数	交付対象者数
取締役（監査等委員および社外取締役を除く。）	5,671株	6名

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	吉永隆法	
取締役	山田正雄	常務執行役員 開発部門長兼生産部門、海外製造子会社管掌
取締役	田邊誠	常務執行役員 管理部門長
取締役	大友建一	上席執行役員 国際営業部門長兼海外事業推進室長兼海外販売子会社管掌 デンヨー アメリカ コーポレーション 代表取締役 デンヨー ヨーロッパ B.V. 代表取締役
取締役	港正一	上席執行役員 国内営業部門長兼営業推進部長
取締役	藤本庄一郎	上席執行役員 経営企画室長
取締役	古東誠	
取締役	吉川由紀子	サントリー株式会社 マーケティング本部 ワイン部 日本ワイン・プレミアムワイングループ 海外マーケティング担当部長
取締役 (常勤監査等委員)	廣井亨	
取締役 (常勤監査等委員)	窪和義	
取締役 (監査等委員)	山上圭子	弁護士 東京靖和綜合法律事務所 客員弁護士 ジオリーブグループ株式会社 社外取締役 キャノン電子株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	名執雅子	横浜冷凍株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	歌代正	

(注) 1. 取締役古東誠氏および吉川由紀子氏ならびに取締役（監査等委員）山上圭子氏、名執雅子氏および歌代正氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、各氏は、東京証券取引所の規定する独立役員であります。

2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を置いております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者を当社および子会社の取締役等とし、その地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。

当該保険契約において、違法に利益又は便宜を得たり、犯罪行為や不正行為、詐欺行為、違法行為等を認識しながら行った取締役自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の保険料は、当社および当社の子会社が負担しております。

④ 取締役の報酬等

イ. 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬については、株主総会の決議により監査等委員を除く取締役および監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。2021年6月29日開催の第73回定時株主総会において、監査等委員を除く取締役の報酬限度額を年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額30百万円以内、また、報酬限度額には使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額100百万円以内と決議しております。なお、この定時株主総会決議後の監査等委員を除く取締役の人数は7名（うち、社外取締役1名）、監査等委員である取締役の人数は5名でありました。また、当該株主総会において、上記報酬限度額の内枠で、監査等委員および社外取締役を除く取締役に対する非金銭報酬等として、「取締役株式給付制度」の導入を決議しております。

具体的な報酬額は、監査等委員を除く取締役報酬については、指名・報酬諮問委員会の取締役会に対する答申を受け、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会が各人への配分を決定するとしておりますが、取締役会は、その決議により、配分の決定を代表取締役社長吉永隆法氏に委任しております。また、監査等委員である取締役報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員の協議により決定しております。

指名・報酬諮問委員会は、代表取締役および社外取締役で構成されており、社外取締役が過半数を占め、また、委員長も社外取締役が務めております。同委員会の役割は、取締役会からの諮問に応じ、取締役の具体的な報酬に関する事項や取締役の報酬に関する基本方針の制定、変更、廃止に関する事項について審議し、取締役会に対して答申することにあります。

取締役報酬等の決定に関する方針において定められた取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ）の報酬体系および個人別報酬の算定方法は、次のとおりであります。

- ・社外取締役

社外取締役の報酬体系は、金銭による基本報酬のみとし、外部調査に基づく他社報酬水準などを参考に個別に勘案し決定するとしております。

- ・社外取締役以外の取締役（代表取締役・業務執行取締役）

社外取締役以外の取締役の報酬体系は、固定報酬部分である基本報酬、業績連動報酬である年次賞与および株式報酬で構成するとしております。

〈基本報酬〉

固定報酬部分である基本報酬は、従業員給与との均衡、外部調査に基づく類似業種・規模の企業の報酬水準等を参考に役位別に定める報酬基準（従業員の最高給与額の2.0～3.6倍程度）に基づき、各取締役の役位毎の役割や責任、単年度の業績評価及び業務遂行実績等により決定しております。

〈年次賞与〉

業績連動報酬である年次賞与は、連結ROEが規定水準を超過した場合に、基本報酬総月額40%を賞与算定基礎額とし、資本効率目標や中長期の企業価値向上に向けた課題等の達成状況によって算出される「総合評価係数」を乗じて賞与ファンドを算定し、各対象取締役の業績貢献に応じて個別支給額を決定しております。

なお、年次賞与の支給可否基準として連結ROEが規定水準を超過した場合としたのは、長期的な視野に立ち安定的・持続的に業績向上を目指し、これを具現化するためであります。当連結会計年度における連結ROEは7.1%となり、規定水準を達成しております。

〈株式報酬〉

株式報酬は、対象取締役の年次賞与支給額の一定割合を自己株式にて支給する「取締役株式給付制度」として「株式給付信託（BBT）」を導入しております。本制度は、取締役の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的としております。

当事業年度における当社の取締役の報酬等の額の決定過程における取締役会および指名・報酬諮問委員会の活動については、指名・報酬諮問委員会を随時開催し、それぞれ年次賞与額および基本報酬額について審議を行っており、その答申を受けて取締役会においても審議し、各取締役の個人別年次賞与額および基本報酬額の決定を代表取締役社長吉永隆法氏に委任する旨の決議を行っております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業務遂行実績等の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。また、代表取締役社長が取締役の各人への配分を決定する際には、指名・報酬諮問委員会の答申を得ていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決定した取締役報酬等の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

□. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (基本報酬)	業績連動報酬等 (年次賞与)	左記のうち、 非金銭報酬等 (株式報酬)	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	165 (13)	120 (13)	44 (-)	11 (-)	10 (3)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	66 (23)	61 (23)	4 (-)	- (-)	6 (4)
合 計 (うち社外取締役)	231 (37)	181 (37)	49 (-)	11 (-)	16 (7)

- (注) 1. 上表には、2025年6月27日開催の当社第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 2名および取締役 (監査等委員) 1名を含んでおります。また、社外取締役 (監査等委員を除く) 1名は、同株主総会終結の時をもって取締役 (監査等委員) を退任した後、取締役 (監査等委員を除く) に就任したため、支給額と員数は、在任期間に応じて各役員区分に含めております。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与38百万円は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等 (年次賞与) について
 当社の年次賞与は、イ. 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等に記載の算定方法に基づいて決定しております。
 なお、年次賞与の額には、当事業年度に係る役員賞与引当額を記載しております。
4. 非金銭報酬等 (株式報酬) について
 当社は、対象取締役の年次賞与支給額の一定割合を自己株式にて支給する「取締役株式給付制度」を導入しております。本制度に基づく当社株式の交付状況は、「2. (1) 株式の状況」に記載のとおりであります。
 なお、株式報酬の額には、当事業年度に係る役員賞与引当額から試算した額を記載しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	山上 圭子	東京靖和総合法律事務所 ジオリーブグループ株式会社 キヤノン電子株式会社	客員弁護士 社外取締役 社外取締役
取締役 (監査等委員)	名執 雅子	横浜冷凍株式会社	社外取締役

(注) 重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	古東 誠	社外取締役（監査等委員）在任中を含め当事業年度に開催された取締役会14回中全てに出席いたしました。他社での人事や秘書室、また海外法人における業務などに従事した豊富な経験を有し、これらを活かして、客観的・中立的な立場および経営的視点から活発に意見を述べられ、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。
取締役	吉川由紀子	当事業年度に開催された取締役会のうち、2025年6月27日の就任以降10回中全てに出席いたしました。他社でのブランド特性に沿った営業活動に始まり、海外ビジネスフィールドでも活躍し、他社グループ会社の社長を経験するなど、豊富かつ幅広い経験を有し、これらを活かして、客観的・中立的な立場および経営的視点から活発に意見を述べられ、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など適切な役割を果たしております。

地位	氏名	出席状況、発言状況および 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	山上 圭子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回中全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回中全てに出席いたしました。最高検察庁検事などの要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、高い見識と豊富な経験を有し、これらを活かして、客観的・中立的な立場および専門の見地から活発に意見を述べられ、取締役会においては、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、監査等委員会においては、監査機能の強化など適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	名執 雅子	<p>当事業年度に開催された取締役会14回中全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会14回中全てに出席いたしました。法務省人権擁護局長や矯正局長を歴任し、その経歴を通じて培われた法律や人権に関する専門的な知識と豊富な経験を有し、これらを活かして、客観的・中立的な立場および専門の見地から活発に意見を述べられ、取締役会においては、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、監査等委員会においては、監査機能の強化など適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	歌代 正	<p>当事業年度に開催された取締役会のうち、2025年6月27日の就任以降10回中全てに出席いたしました。また、当事業年度に開催された監査等委員会のうち、2025年6月27日の就任以降10回中9回に出席いたしました。他社でPFI事業や震災復興事業などに携わり、社会貢献に取り組んできた豊富な経験と他社での監査役経験などから、幅広い知見を有し、これらを活かして、客観的・中立的な立場および経営的視点から活発に意見を述べられ、取締役会においては、経営の重要事項の決定および業務執行に対する監督など、監査等委員会においては、監査機能の強化など適切な役割を果たしております。</p>

(4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社は会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等について、過去の監査実績の分析・評価、同規模上場企業の監査報酬との比較を含む最近の監査環境の把握、報酬見積りの算出根拠の相当性など必要な検証を行った結果、当社の監査を遂行する上で適切な水準であると判断し同意いたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求した場合、監査等委員会はこれを審議し、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、製品競争力の維持・強化に向けた研究開発投資および設備投資を行い、収益力の向上と財務体質の強化に努めながら、株主の皆様に対する利益の還元をより充実していくことが重要と認識し、累進配当の継続と機動的な自己株式の取得により、総還元性向40%を目安に成果配分を実施することを基本方針としております。

この基本方針のもと、当期の期末配当金につきましては、1株当たり55円とさせていただきました。その結果、中間配当金45円と合わせて、年間配当金は1株当たり100円となります。また、当期において取締役会の決議に基づき、286千株の自己株式を取得いたしました。

次期の株主配当金につきましては、業績予想ならびに総還元性向を勘案し、1株当たり120円（中間60円、期末60円）を予定しております。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	64,946
現金及び預金	21,131
受取手形	666
電子記録債権	7,957
売掛金	15,679
有価証券	998
商品及び製品	7,657
仕掛品	2,079
原材料及び貯蔵品	8,313
その他	506
貸倒引当金	△44
固定資産	39,596
有形固定資産	22,723
建物及び構築物	13,409
機械装置及び運搬具	2,107
土地	6,592
建設仮勘定	276
その他	338
無形固定資産	2,347
使用权資産	547
ソフトウェア	229
その他	1,570
投資その他の資産	14,525
投資有価証券	13,877
繰延税金資産	428
その他	219
貸倒引当金	△0
資産合計	104,542

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	13,720
支払手形及び買掛金	7,468
電子記録債務	891
短期借入金	725
未払費用	688
未払法人税等	1,272
賞与引当金	736
役員賞与引当金	69
製品保証引当金	192
その他	1,676
固定負債	5,489
長期借入金	2,073
リース債務	361
繰延税金負債	2,513
退職給付に係る負債	529
その他	10
負債合計	19,209
純資産の部	
株主資本	70,508
資本金	1,954
資本剰余金	1,754
利益剰余金	69,349
自己株式	△2,550
その他の包括利益累計額	11,326
その他有価証券評価差額金	7,129
為替換算調整勘定	4,279
退職給付に係る調整累計額	△83
非支配株主持分	3,498
純資産合計	85,333
負債純資産合計	104,542

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		72,244
売 上 原 価		54,302
売 上 総 利 益		17,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,183
営 業 利 益		7,757
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	265	
受 取 配 当 金	289	
受 取 家 賃	110	
為 替 差 益	60	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	88	
そ の 他	70	884
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	71	
コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料	29	
そ の 他	14	115
経 常 利 益		8,526
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31	54
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	43	43
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		8,537
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,624	
法 人 税 等 調 整 額	△0	2,623
当 期 純 利 益		5,913
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		272
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		5,640

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	36,041
現金及び預金	5,550
受取手形	452
電子記録債権	6,462
売掛金	10,975
有価証券	998
商品及び製品	5,843
仕掛品	737
原材料及び貯蔵品	3,376
その他	1,646
貸倒引当金	△1
固定資産	32,052
有形固定資産	12,524
建物	5,638
構築物	394
機械装置	673
車両運搬具	17
工具器具備品	180
土地	5,353
リース資産	7
建設仮勘定	259
無形固定資産	1,768
ソフトウェア	201
その他	1,566
投資その他の資産	17,760
投資有価証券	12,582
関係会社株式	2,879
長期貸付金	2,145
差入保証金	82
その他	70
貸倒引当金	△0
資産合計	68,094

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	9,667
支払手形	6
電子記録債務	672
買掛金	6,378
未払金	245
未払費用	310
未払法人税等	652
預り金	465
賞与引当金	540
役員賞与引当金	53
製品保証引当金	61
その他	280
固定負債	2,833
預り保証金	10
繰延税金負債	2,703
退職給付引当金	113
その他	5
負債合計	12,501
純資産の部	
株主資本	48,489
資本金	1,954
資本剰余金	1,754
資本準備金	1,754
利益剰余金	47,297
利益準備金	488
その他利益剰余金	46,808
圧縮記帳積立金	774
別途積立金	19,609
繰越利益剰余金	26,424
自己株式	△2,517
評価・換算差額等	7,103
その他有価証券評価差額金	7,103
純資産合計	55,592
負債純資産合計	68,094

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,126
売 上 原 価		34,828
売 上 総 利 益		10,298
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,358
営 業 利 益		2,939
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	82	
受 取 配 当 金	1,031	
経 営 指 導 料	161	
受 取 ロ イ ヤ リ テ イ	482	
受 取 家 賃	73	
為 替 差 益	78	
そ の 他	29	1,940
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	33	
コ ミ ッ ト メ ン ト ラ イ ン 手 数 料	29	
そ の 他	16	79
経 常 利 益		4,800
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	31	36
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	43	43
税 引 前 当 期 純 利 益		4,793
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,320	
法 人 税 等 調 整 額	△129	1,191
当 期 純 利 益		3,602

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

デンヨー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勝島康博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上卓也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、デンヨー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デンヨー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

デンヨー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 勝島 康博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 井上 卓也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、デンヨー株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、監査室と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

デンヨー株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 廣 井 亨 ㊟

常勤監査等委員 窪 和 義 ㊟

社外監査等委員 山 上 圭 子 ㊟

社外監査等委員 名 執 雅 子 ㊟

社外監査等委員 歌 代 正 ㊟

(注) 監査等委員山上圭子、名執雅子及び歌代正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

第78回
定時株主総会会場
ご案内図

会場 | 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 3階 Room 1・2・3
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
電話 (代表) 03-3548-3770



交通

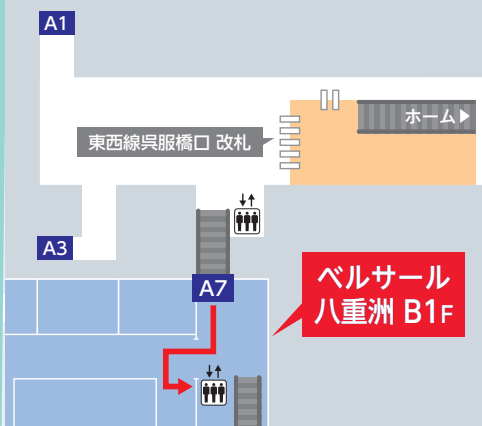
日本橋駅
(東西線/銀座線/浅草線)

A7出口 直結

東京駅
(JR線/丸ノ内線)

八重洲北口 徒歩4分

地下鉄日本橋駅構内案内図



※お土産のご用意はございません。

※会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はお控えください。



デンヨー株式会社
東京都中央区日本橋堀留町2丁目8番5号
TEL: 03 (6861) 1111

